

52,6,18

X-106

	X
10	106
1	

義務教育費国庫負担法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

(教職員給与費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の義務教育に要する経費のうち、市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校教職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（以下「教職員給与費」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給与費について、その実支出額の二分の一を負担する。

2 前項の各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定めることができる。

(教材費の国庫負担)

第三条 国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2 前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律の施行期日は、政令で定める。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

日高 18

義務教育費国庫負担法案に対する修正案に関する附帯決議

一、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基礎は、原案の趣旨を尊重し、少くとも各都道府県のその年度の実績を下まわらないように定めること。

二、老朽危険校舎の起債については、速かに地方財政法第五条を改正して原案の趣旨の實現を図ること。

三、本法案の施行期日は政令で定めることになつてゐるが、これを昭和二十八年年度から実施すること。

義務教育費国庫負担法案に対する修正案

義務教育費国庫負担法案の一部を次のように修正する。

第二條第一項に次の但書を加える。

但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

同條第二項を削る。

附則第一項を次のように改める。

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

義務教育費国庫負担法案に関する附帯決議案

本委員会は、義務教育費国庫負担法案に対する修正案について、次の附帯決議を附して賛成する。

- 一、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基準は、少くとも各都道府県その年度の実績を下まわらないように定めること。
- 二、速かに地方財政法第五條を改正して、老朽危険校舎の改築費を起債の対象とすること。
- 三、戦災その他の災害を被つた校舎に対しては、地方財政法の規定に基き、速かに国庫の負担区分を明確にして、その復旧を促進するよう特別の措置を講ずること。

52.6.18

○義務教育費国庫負担法

(昭和十五年三月廿九日
法律 第二十二号)

第一条 公立ノ小學校、中學校、盲學校及聾學校ノ義務教育ニ従事スル職員ノ俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ關スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ關スル手当ノ為都道府県ニ於テ要スル経費ノ半額ハ国庫ニ於テ之ヲ負担ス

前項ノ職員ノ範囲、定員及給与ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 前条ノ規定ニ依リ国庫ノ負担スル金額ハ毎年度之ヲ都道府県ニ交付ス

附 則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第二号ハ之ヲ廃止ス

附 則 (昭和十八年法律第三十号)

本法ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

国民學校教育費国庫補助法ハ之ヲ廃止ス

附 則 (昭和二十三年法律第百三十三号)

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。但し、学校教育法第六十条及び第六十八条第二項の改正規定は、国家行政組織法施行の日から、これを施行する。

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

。 1945年10月10日 東京 11月10日 東京

文部省関係事項

本国会に提出された文部省関係法案は、全部で十六件で、そのうち
審議未了の二件を残して成立した案件は十四件であります。

そのうち、各位に關係あり、御協力をお願いいたします。

この説明申上げます。

(1) 買取のものは、義務教育の月費、国庫負担法で幾多の迂余曲折を
経過して、ここに本法の成立をみましたことは、義務教育の振興に
資するところ大なるものがあると思われ、本日は、本年
さあ実施される運びになりましたのであります。その内容としては、先ず
義務教育に従事する、教員の教職給子費の全部についてその実
際に各都道府県が支出した額、このうち一を国庫が負担することに
てあります。なお、やむを得ない特別の事情がある場合には各都道府
県ごとの国庫負担金の最高限を政令で定めることになっております。

その趣旨とするところは、地方において国^{の基準}と余りかけはなれた給子措置を行つた
場合、国庫負担額に限ると定めらるゝのであります。地方が教職員の給子
を勝手に制限する趣旨のものではありません。政令で限るを定める場合
にもその事案の實際を下まらぬようにできるため、配慮をいたす所存
であります。

また、教材につきましても、全く新しい構想として新教育の内容の充実
を図るとともに、父兄の負担の軽減を図ることを目的として、教材費について国庫がその一部を負担する制を
確立したものであります。配分基準等詳細につきましては、予算成立
後政令で定めることになっております。

(2) 次に新たに入子する児童生徒に対する教科用図書^{の給子に關する法律}の給子に關する法律
であります。
昨年迄の臨時的立法を廃止して、新たに本制の目的を、児童の國民とし
ての自覚の強化と、前途の祝福ということに置き、半額国庫補助を圖ら

日高

より教科書の無償給与に切り換えて再本発注することにしたわけであり、
この利家の円滑に実施されるよう所協力を願います。

(3) 私立振興については、格段の所協力を願うことと存じますが、今国会にあり、私立振興法が成立し、三月二十八日から私立振興法が
公布されたことについては、既に所承知のことと存じます。

私立振興法は、私立学校の経営に關し、必要資金の貸付、私立
学校の教育の助成その他私立の教育に對する援助に必要業務を行
い、もつて私立の教育の振興を図ることを目的とするものであります。こ
の最も主たる業務は、私立の私立学校に對する貸付金の低利貸付
であります。しかしながら、当初の政府現金を資金は、三億九千万円に
おまかせ、私立の私立振興のためには今後とも各都道府県におまかせ
格段の所協力を願います。

(4) 次にユネスコ活動に關する法律についてであります。ユネスコは所承知の
ように国際連合の専門機関の一つであり、その宗旨は高き目的の達成のた

8.26 次口会
細野の質問は前記のとおり

めに日夜加力してある国際機関であり、わが国は独立した先づ
昭和二十六年七月二日加盟を許されたのであります。そのユネスコ憲
章によればユネスコの目的を實現するために国内委員会を設置する
ことが望ましいとされております。この精神に則つて日本ユネス
コ国内委員会を設置することとを眼として本法が成立したわけであり
ます。本法によりまして各都道府県の教育、科学、文化その他各種
分野の活動の各人々がユネスコ国内委員会や委員に任命され、去る
八月二日、二日と創設総会を開いたわけであり、ユネスコは、世界に
一歩の人の運動を促進しては、全国的な地盤の上に立つる以上、各都
府協力を要するところもまた多々あります。また、同法によりユネスコ活動に對しては、
各地の公共団体において財政的援助をなし得ることを求むるもので、各都府に色々おせ給
うことを存じます。

10.9 議員
9.10 去月
9.15 去月
9.12 去月
この法案は、去月委員会法の一部を改正する法律として、去月委員会の
義務を二年延期し、その間に慎重な検討を加えようとする。政府の意向を
承知の上で、去月委員会の義務を二年延期し、その間に慎重な検討を加
えようとする。政府の意向を承知の上で、去月委員会の義務を二年延
期し、その間に慎重な検討を加えようとする。

